

千葉県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年3月12日

千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木達也

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団 都賀内科クリニック	千葉市若葉区都賀3-1-7	令和3年3月1日
医療法人社団三康会 田中クリニック	千葉市稲毛区小仲台5-4-15	令和3年3月1日
(歯科)		
医療法人社団アイワ会 アイワ歯科医院	千葉市花見川区幕張町4-4-17-25 イトーヨーカ堂幕張店2F	令和3年3月1日
医療法人社団愛生会 ロイヤル歯科医院	千葉市中央区新千葉2-5-14 ニュー芳野ビル4F	令和3年3月1日
医療法人社団 西千葉フラワー歯科医院	千葉市稲毛区轟町1-7-17 シャンティーマイドリ102号室	令和3年3月1日
SHINE DENTAL CLINIC	千葉市中央区新宿2-3-13 金太郎ヒルズ100 1階101号室	令和3年3月1日
(薬局)		
ウエルシア薬局 千葉東寺山コープ店	千葉市若葉区東寺山町4-2-1	令和3年3月1日
サンメディカル千城台薬局	千葉市若葉区千城台北1-1-13	令和3年3月1日